

連絡協議会の規約改正

1 規約改正

(1) 委員変更の規約改正

幹事会の委員の変更に伴う規約改正

(別紙) 有明海漁場環境改善連絡協議会 規約新旧対照表

改 正 案	現 行
（名 称） 第1条 本会は、有明海漁場環境改善連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。 （目 的） 第2条 連絡協議会は、有明海の環境変化の原因究明に資する調査並びに漁場環境の改善に資する調査及び現地実証について、その手法及び効果的な実施のための意見交換を行い、有明海再生への道筋を明らかにするとともに、有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等4県が協調した取組について意見交換等を行い、その具体的な取組の推進を通じて、有明海の再生に資することを目的とする。 （業 務） 第3条 連絡協議会は前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 （１） 有明海の環境変化の原因究明に資する調査に関すること。 （２） 漁場環境改善に資する調査及び現地実証に関すること。 （３） 有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等4県が協調した取組に関すること。 （４） （１）～（３）に係る意見交換、情報交換及び調整。 （５） その他、本協議会の目的達成に必要な事項。 （構 成） 第4条 連絡協議会の構成は、別表－１とする。 （会 長） 第5条 連絡協議会に会長を置く。 ２. 会長は、構成員の互選とする。 ３. 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総括する。	（名 称） 第1条 本会は、有明海漁場環境改善連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。 （目 的） 第2条 連絡協議会は、有明海の環境変化の原因究明に資する調査並びに漁場環境の改善に資する調査及び現地実証について、その手法及び効果的な実施のための意見交換を行い、有明海再生への道筋を明らかにするとともに、有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等4県が協調した取組について意見交換等を行い、その具体的な取組の推進を通じて、有明海の再生に資することを目的とする。 （業 務） 第3条 連絡協議会は前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 （１） 有明海の環境変化の原因究明に資する調査に関すること。 （２） 漁場環境改善に資する調査及び現地実証に関すること。 （３） 有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等4県が協調した取組に関すること。 （４） （１）～（３）に係る意見交換、情報交換及び調整。 （５） その他、本協議会の目的達成に必要な事項。 （構 成） 第4条 連絡協議会の構成は、別表－１とする。 （会 長） 第5条 連絡協議会に会長を置く。 ２. 会長は、構成員の互選とする。 ３. 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総括する。

有明海漁場環境改善連絡協議会 規約（改正案対照表） 案
（２ページ／６ページ）

（赤字は変更）

改 正 案	現 行
（会 議） 第6条 連絡協議会は、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合には、書面による開催とすることができる。 2. 連絡協議会の開催は、原則年2回とし、開催時期は会長が定めるものとする。また、開催時期及び回数は会長が必要と認めた場合、変更することができる。 （会議の公表） 第7条 連絡協議会は、原則、公開とする。議事録及び会議に提出された文書は、公開とする。 （幹事会） 第8条 連絡協議会には、技術的事項等を検討するため幹事会を設ける。 2. 幹事会は、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合には、書面による開催とすることができる。 3. 幹事会に、構成員の互選による座長を置く。 4. 座長は、議事の進行及び総括を行う。 5. 幹事会の構成は、別表－2とする。 （関係者の出席） 第9条 会長が必要と認めた場合には、連絡協議会または幹事会に関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。 （知事レベル会合） 第10条 会長は、有明海の再生に向けた取組を進める上で必要がある場合には、連絡協議会の協議を踏まえ、各県知事の出席を求め、知事レベル会合を開催することができる。 2. 知事レベル会合には、会長が4県と調整して必要と認める者の出席を求めることができる。	（会 議） 第6条 連絡協議会は、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合には、書面による開催とすることができる。 2. 連絡協議会の開催は、原則年2回とし、開催時期は会長が定めるものとする。また、開催時期及び回数は会長が必要と認めた場合、変更することができる。 （会議の公表） 第7条 連絡協議会は、原則、公開とする。議事録及び会議に提出された文書は、公開とする。 （幹事会） 第8条 連絡協議会には、技術的事項等を検討するため幹事会を設ける。 2. 幹事会は、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合には、書面による開催とすることができる。 3. 幹事会に、構成員の互選による座長を置く。 4. 座長は、議事の進行及び総括を行う。 5. 幹事会の構成は、別表－2とする。 （関係者の出席） 第9条 会長が必要と認めた場合には、連絡協議会または幹事会に関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。 （知事レベル会合） 第10条 会長は、有明海の再生に向けた取組を進める上で必要がある場合には、連絡協議会の協議を踏まえ、各県知事の出席を求め、知事レベル会合を開催することができる。 2. 知事レベル会合には、会長が4県と調整して必要と認める者の出席を求めることができる。

有明海漁場環境改善連絡協議会 規約（改正案対照表）案
（3 ページ／6 ページ）

（赤字は変更）

改 正 案	現 行
（事務局） 第11条 連絡協議会の事務局は、九州農政局に置く。事務局の構成は、別表－3とし、事務局長は、九州農政局農村振興部長とする。 （経 費） 第12条 連絡協議会に必要な経費は、九州農政局の負担とする。 （規約の変更等） 第13条 この規約の変更は、連絡協議会での協議により行うものとする。 2. この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会に諮って定める。 附則 本規約は、平成17年 7月26日から施行する。 本規約は、平成18年 8月31日から改正する。 本規約は、平成19年 9月21日から改正する。 本規約は、平成20年 9月29日から改正する。 本規約は、平成21年10月 1日から改正する。 本規約は、平成23年11月16日から改正する。 本規約は、平成24年10月30日から改正する。 本規約は、平成26年10月21日から改正する。 本規約は、平成27年11月 2日から改正する。 本規約は、平成29年 3月15日から改正する。 本規約は、平成29年10月23日から改正する。 本規約は、平成30年11月 5日から改正する。 本規約は、平成31年 3月15日から改正する。 本規約は、令和 2年10月28日から改正する。 本規約は、令和 3年 9月30日から改正する。 本規約は、令和 4年 9月26日から改正する。 本規約は、令和 6年 9月 4日から改正する。 <u>本規約は、令和 7年 9月30日から改正する。</u>	（事務局） 第11条 連絡協議会の事務局は、九州農政局に置く。事務局の構成は、別表－3とし、事務局長は、九州農政局農村振興部長とする。 （経 費） 第12条 連絡協議会に必要な経費は、九州農政局の負担とする。 （規約の変更等） 第13条 この規約の変更は、連絡協議会での協議により行うものとする。 2. この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会に諮って定める。 附則 本規約は、平成17年 7月26日から施行する。 本規約は、平成18年 8月31日から改正する。 本規約は、平成19年 9月21日から改正する。 本規約は、平成20年 9月29日から改正する。 本規約は、平成21年10月 1日から改正する。 本規約は、平成23年11月16日から改正する。 本規約は、平成24年10月30日から改正する。 本規約は、平成26年10月21日から改正する。 本規約は、平成27年11月 2日から改正する。 本規約は、平成29年 3月15日から改正する。 本規約は、平成29年10月23日から改正する。 本規約は、平成30年11月 5日から改正する。 本規約は、平成31年 3月15日から改正する。 本規約は、令和 2年10月28日から改正する。 本規約は、令和 3年 9月30日から改正する。 本規約は、令和 4年 9月26日から改正する。 本規約は、令和 6年 9月 4日から改正する。

有明海漁場環境改善連絡協議会 規約（改正案対照表）案
（４ページ／６ページ）

（赤字は変更）

改 正 案		現 行	
別表－１ 連絡協議会の構成		別表－１ 連絡協議会の構成	
役職等	所属等	役職等	所属等
委員	福岡有明海漁業協同組合連合会会長 佐賀県有明海漁業協同組合組合長 長崎県漁業協同組合連合会会長 熊本県漁業協同組合連合会会長	委員	福岡有明海漁業協同組合連合会会長 佐賀県有明海漁業協同組合組合長 長崎県漁業協同組合連合会会長 熊本県漁業協同組合連合会会長
	福岡県農林水産部水産局長 佐賀県農林水産部長 長崎県水産部長 熊本県農林水産部水産局長		福岡県農林水産部水産局長 佐賀県農林水産部長 長崎県水産部長 熊本県農林水産部水産局長
	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・応用部門 部門長		国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・応用部門 部門長
	水産庁増殖推進部漁場資源課長 〃 九州漁業調整事務所長		水産庁増殖推進部漁場資源課長 〃 九州漁業調整事務所長
	農村振興局整備部農地資源課長 九州農政局長		農村振興局整備部農地資源課長 九州農政局長

有明海漁場環境改善連絡協議会 規約（改正案対照表）案
（５ページ／６ページ）

（赤字は変更）

改 正 案		現 行	
別表－２ 幹事会の構成		別表－２ 幹事会の構成	
役職等	所属等	役職等	所属等
委員	福岡有明海漁業協同組合連合会専務理事 沖端漁業協同組合組合長 佐賀県有明海漁業協同組合専務理事 佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所運営委員長 長崎県漁業協同組合連合会専務理事 諫早湾漁業協同組合組合長 熊本県漁業協同組合連合会専務理事 滑石漁業協同組合組合長	委員	福岡有明海漁業協同組合連合会専務理事 有明漁業協同組合組合長 佐賀県有明海漁業協同組合専務理事 佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所運営委員長 長崎県漁業協同組合連合会専務理事 諫早湾漁業協同組合組合長 熊本県漁業協同組合連合会専務理事 滑石漁業協同組合組合長
	福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 〃 水産振興課長 佐賀県県民環境部有明海再生・環境課長 〃 農林水産部水産課長 長崎県水産部参事監 〃 漁政課長 〃 漁業振興課長 熊本県環境生活部環境局環境立県推進課長 〃 農林水産部水産局水産振興課長		福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 〃 水産振興課長 佐賀県県民環境部有明海再生・環境課長 〃 農林水産部水産課長 長崎県水産部参事監 〃 漁業振興課長 熊本県環境生活部環境局環境立県推進課長 〃 農林水産部水産局水産振興課長
	福岡県水産海洋技術センター所長 佐賀県有明水産振興センター所長 長崎県総合水産試験場長 熊本県水産研究センター所長		福岡県水産海洋技術センター所長 佐賀県有明水産振興センター所長 長崎県総合水産試験場長 熊本県水産研究センター所長
	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・応用部門 沿岸生態システム部 副部長		国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・応用部門 沿岸生態システム部 副部長
	水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室長 〃 九州漁業調整事務所次長		水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室長 〃 九州漁業調整事務所次長

有明海漁場環境改善連絡協議会 規約（改正案対照表）案
（６ページ／６ページ）

（赤字は変更）

改 正 案		現 行	
別表－２ 幹事会の構成		別表－２ 幹事会の構成	
役職等	所属等	役職等	所属等
委員	農村振興局整備部農地資源課調査官 九州農政局農村振興部長 " 地方参事官	委員	農村振興局整備部農地資源課調査官 九州農政局農村振興部長 " 地方参事官
別表－３ 事務局の構成		別表－３ 事務局の構成	
役職等	所属等	役職等	所属等
事務局長 事務局	九州農政局農村振興部長 " 地方参事官 " 事業管理調整官 " 農村環境課長 " 農地整備課長	事務局長 事務局	九州農政局農村振興部長 " 地方参事官 " 事業管理調整官 " 農村環境課長 " 農地整備課長